

弁済業務保証金制度の認証申出について

社団法人 全国旅行業協会

次の旅行者について最初の認証の申出がありました。該当する旅行者と旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権を有する旅行者は、当協会所定の手続きに従い、当協会愛知県支部に認証の申出をしてください。

1. 旅行者の名称等

商号 有限会社ゆうゆう旅行
主たる営業所の所在地
本社営業所 名古屋市北区大曾根三丁目2番12号
代表者 代表取締役 伊藤 博則
旅行業の業務の範囲 第三種旅行業
登録番号 愛知県知事登録旅行業 第3-1021号
最初の認証申出のあった日 平成23年9月20日
弁済限度額 300万円

2. 旅行者について、前項の「最初の認証申出のあった日」欄に掲げる日から60日を経過した日までなされた認証の申出は、同60日を経過した日に同時に受理されたものとみなし、認証の事務を行います。(注1)

3. 前項の60日を経過した後に認証の申出があったものについては、受理の順序に従って認証の事務を行います。(注2)

(注1) この60日の期間内に認証の申出があった債権額の合計が弁済限度額を超える場合は、認証の申出があった債権額の割合によって認証されます。

この場合、60日を経過した後に申出があった債権については認証されません。

(注2) 認証した額の合計が弁済限度額に達した場合は、以後の申出に係る債権については認証されません。

お問合せ先:(社)全国旅行業協会 愛知県支部 TEL:052-451-6851

(社)全国旅行業協会 本部事務局 TEL:03-5401-3600